

健康保険が変わります

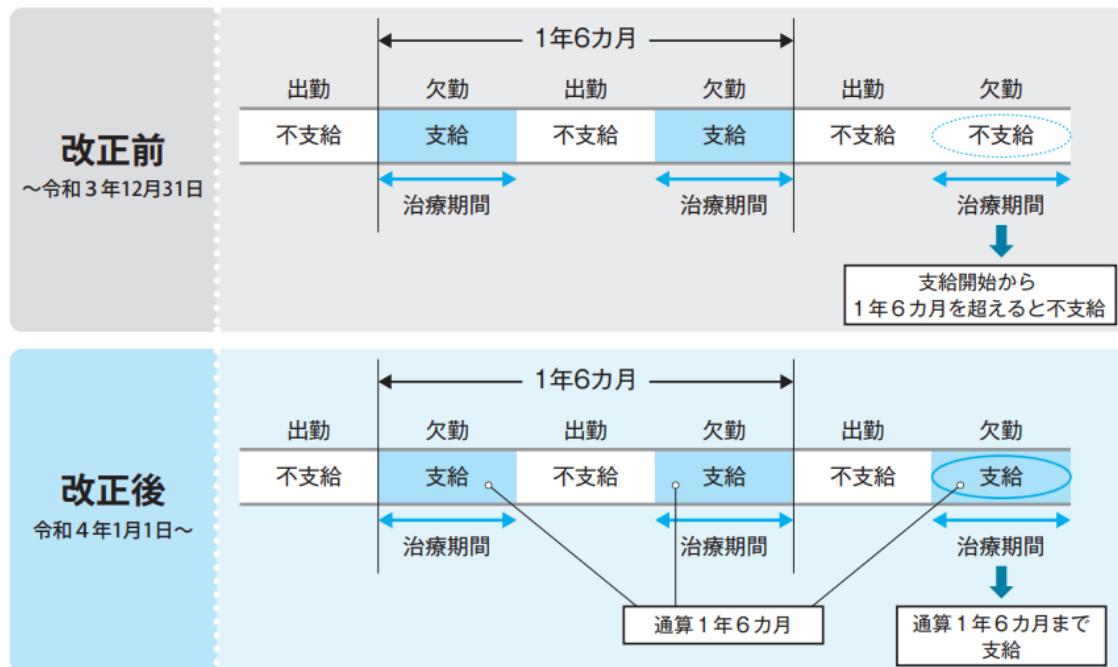
令和3年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。改正法は、令和4年1月より順次施行されますので、その内容についてお知らせいたします。

令和4年1月1日より

● 傷病手当金の支給期間が「通算1年6ヶ月」になります

傷病手当金とは、被保険者が業務外の病気やけがのために仕事につくことができず、給料等をもらえないときに受けられる給付です。

傷病手当金の支給期間は、「支給されたこととなった日から1年6ヶ月を超えない期間」となっています。これについて、治療のために入退院を繰り返すなど、長期間にわたって療養のために休暇を取りながら働くケースが増えてきました。そこで治療と仕事の両立を保ち、より柔軟な所得保障を行うことができるよう、支給期間を「支給されたこととなった日から通算して1年6ヶ月」とすることになりました。



令和4年1月1日より

● 任意継続被保険者制度が見直されます

退職後も最大2年間、退職前に加入していた健康保険に加入できる任意継続被保険者制度では、下記の見直しが予定されています。

資格喪失事由が追加されます

任意継続被保険者の資格喪失の事由として、任意で脱退する規定がありましたでしたが、新たに、「被保険者が希望する場合」が追加されます。

資格喪失事由

- 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- 亡くなったとき
- 保険料を期日までに納付しなかつたとき
- 別の保険者の被保険者等になったとき
- 被保険者が希望する場合 **NEW**

令和4年10月1日より

● 育児休業期間中の保険料の免除要件が見直されます

現在、月末時点で育休を取得している場合に当月の保険料が免除される仕組みとなっています。これが、短期間の育休取得に対応し、月末時点で復職していても、その月内に通算2週間以上の育休を取得した場合は、当月の保険料が免除されることとなりました。

また、賞与保険料は、1ヶ月超の育休取得者に限り、免除対象とされることとなりました。

